

特定募集情報等提供事業概況報告書の記載例

様式第8号の6（第1面）

特定募集情報等提供事業概況報告書

① 令和5年8月1日

厚生労働大臣 殿

6月1日時点の状況について、6月1日から8月31日までの間に届け出してください。

② 提出者 株式会社厚労 代表取締役 山田 花子

氏名（法人・団体の場合は名称と役名、代表者氏名）を記載してください。

職業安定法第43条の5の規定により、下記のとおり事業概況報告書を提出します。

③ 届出受理番号	51-募一XXXXXX	
④ 名称	かぶしきがいしゃこうろう 株式会社厚労	
⑤ 所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話 〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇 とうきょうとちよだくかすみがせき 東京都千代田区霞が関1-2-2	
⑥ 代表者	役名	代表取締役
	(ふりがな) 氏名	やまだ はなこ 山田 花子

③届出受理番号の欄には特定募集情報等提供事業届出書の受理に伴い発行された特定募集情報等提供事業届出受理通知書に記載の届出受理番号を記載してください。

郵便番号と電話番号は、必ず半角で入力してください。

⑤所在地欄の横線は、「-」（ハイフン。全角または半角）を必ず使用してください。
※「-」（マイナス）、「—」（ダッシュ）等は入力不可

⑥代表者については、法人・団体の場合は当該法人・団体の代表者の役名、氏名を記載ください。個人事業主の場合は、当該個人の氏名とともに役名欄には「個人」と記載してください。

I. 公表項目

公表項目に記載した内容は、人材サービス総合サイトで公開されることになります。

⑦ 提供する主なサービスの名称 求人サイトA	⑧ 職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの ■ 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	⑨ URL https://kyujinsaitoa/xxxxx/
求人サイトB	□ 第1号 ■ 第2号 □ 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://kyujinsaitob/xxxxx/

求人サイト C	<input checked="" type="checkbox"/> 第 1 号 <input checked="" type="checkbox"/> 第 2 号 <input type="checkbox"/> 第 3 号 <input type="checkbox"/> 第 4 号	https://kyujinsaitoc/xxxxx/
求人誌 D	<input checked="" type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 <input type="checkbox"/> 第 3 号 <input type="checkbox"/> 第 4 号	URL なし
求職者データベース E	<input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 <input checked="" type="checkbox"/> 第 3 号 <input type="checkbox"/> 第 4 号	https://databasee/xxxxx/
SNS を活用したサービス	<input checked="" type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 <input type="checkbox"/> 第 3 号 <input type="checkbox"/> 第 4 号	https://+++++/xxxxx/

提供するサービスごとに、名称、職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうちで該当するもの及び提供するサービスのURLを記載してください。

提供するサービスについて、職業安定法第4条第6項のどの類型に該当するかの判断にあたっては、本記載要領 p2と「令和4年 改正職業安定法Q & A」の問1-1における判断基準と例を参考にしてください。1つのサービスで2つ以上の類型に該当する場合は該当するもの全てにチェックをお願いします。

また、サービスが6つ以上あり上記欄に記載できない場合は、本報告書様式（Excel）の別シート「別紙」(p19 参照)に記載してください。

なお、提供している全てのサービスを網羅している必要はなく、提供している主なサービスについて記載してください。

II 1の欄には、I の⑦の欄に記載したサービスのうち、求人情報を扱うサービス (⑧の欄における「第1号」又は「第2号」に該当するサービス) を記載してください。

⑩には提供している求人情報の件数、⑪にメールアドレス取得数、登録者のアカウントの数等を記載して下さい。⑪について、複数の手法で収集している場合には、可能な限り手法ごとに収集している情報の概数を記載してください。この欄は公開されません。

様式第8号の6（第2面）

II 6月1日現在の状況報告

1 労働者の募集に関する情報を扱うサービス

6月1日の時点で保有している情報の概数について、報告いただくものです。ある特定の期間（例えば6月1日のみ、4月1日～6月1日など）の状況について、報告いただくものではありません。

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑩ 労働者になろうとする者に関する情報の概数	労働者になろうとする者に関する情報の概数
求人サイトA	約〇件	(1)約〇件(2)約〇件 (3)約〇件
求人サイトB	約〇件	約〇件
求人サイトC	約〇件	(1)約〇件(2)約〇件 (3)約〇件
求人誌D	約〇件	約〇件
SNSを活用したサービス	約〇件	約〇件

⑫ 概数に係る説明

⑩で記載した募集情報の件数や、⑪で記載した労働者になろうとする者に関する情報の数の集計・算出に係る概要を説明して下さい。

- ・ 求人サイトAの⑩については、サイトに掲載している求人情報の件数であり、1つの求人情報について複数の枠で出している数について計上している場合も含みます。⑪の(1)の数は登録しているメールアドレスの数です。(2)の数は、登録しているアカウント数です。1人が複数アカウント所持していることもあります。(3)については、検索結果の表示の参考にするために把握している閲覧履歴の数です。
- ・ 求人サイトBの⑩については、定期的なクローリングにより収集した求人情報の件数です。ただし、同じ情報について別のサイトに掲載されている場合には重複して計上することがあります。⑪の数は登録しているアカウントの数です。
- ・ 求人サイトCは求人サイトAと求人サイトBを合わせたシステムであるため、⑩については求人サイトAと求人サイトBの合計です。同じ情報についても複数回計上している場合があります。⑪については、(1)はメールアドレス取得数、(2)は登録しているアカウント数、(3)については、検索結果の表示の参考にするために把握している閲覧履歴の件数です。

- ・ 求人誌 D の⑩については、6月号に掲載している求人情報の件数です。
⑪の数は、求人誌の更新情報などを配信するメルマガに登録しているメールアドレスの数です。
- ・ SNS サービスを活用したサービスの⑩については、SNS サービスの〇〇（注：具体的なサービス名をご記入ください）を活用し、当該サービス上に掲載している求人情報の件数です。⑪の数は、SNS サービスのグループ機能において、当該グループを構成しているアカウントの数です。

Ⅱ 2の欄には、I の⑦の欄に記載したサービスのうち、**求職者情報（人材データベース）を扱うサービス**（⑧の欄における「第3号」又は「第4号」に該当するサービス）を記載してください。
 ⑬には登録又は収集している求職者の件数等、⑭には情報提供先の企業・個人事業主の数等を記載して下さい。この欄は公開されません。

2 労働者になろうとする者に関する情報を提供している場合

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑬ 労働者になろうとする者に関する情報の概数	⑭ 労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数
求職者データベースE	約〇件	約〇件
求職者データベースF	約〇件	約〇件
求職者データベースG	約〇件	約〇件
求職者データベースH	約〇件	約〇件
求職者データベースI	約〇件	約〇件

⑮ 概数に係る説明

⑬で記載した労働者になろうとする者に関する情報の数や、
 ⑭で記載した情報の提供先数の集計・算出に係る概要を説明して下さい。

- ・ 求職者データベースEの⑬は、登録している求職者の数です。これらの情報は個人を確認し、1人を複数回数えることはありません。
 また、⑭は会員登録している求人企業の数です。
- ・ 求職者データベースF～Hに関しても、求職者データベースEと同様です。
- ・ 求職者データベースIの⑬については、クローリングによる情報収集をした求職者情報の件数です。インターネット上に公開されている情報に基づいて確認をしており、基本的に重複はありません。また、⑭は会員登録している求人企業の数です。

Ⅱ 3の欄には I の⑦に記載したサービスの提供する情報の内容、事業において料金を支払う者、料金に関する事項その他サービスの概要について可能な範囲で具体的に説明して下さい。
この欄は公開されません。
また、事業運営上、明らかにすることが困難な情報まで記載を求めるものではありません。

様式第8号の6（第3面）

3 提供するサービスの概要

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑯ サービスの概要
求人サイトA	介護職を中心に、求人企業から依頼を受けて、サイト上で募集情報を掲載、情報提供している。募集情報を掲載する広告料として例えば1件あたり〇ヶ月間の掲載で〇万円の支払いを求めるが、求人サイトAを通じて企業と労働者になろうとする者の間で労働契約が締結されるか否かは感知しない形で事業を行っている。
求人サイトB	インターネット上のクローリングすることで募集情報を収集、情報提供している。掲載にあたって企業からの掲載料は求めないが、1か月間〇万円の広告料を設定しており、多く支払えば上位に掲載することとしている。取り扱う業種・職種については限定していない。
求人サイトC	企業から依頼を受けてサイト上で募集情報を掲載、情報提供とともに、インターネット上のクローリングすることで募集情報を収集、情報提供している。掲載にあたって企業からの掲載料は求めないが、1か月間〇万円の広告料を設定しており、多く支払えば上位に掲載することとしている。
求人誌D	企業から依頼を受けて月刊の求人誌に募集情報を掲載している。掲載にあたっては、掲載箇所の大きさにより掲載料の多寡を設定している。取り扱う業種・職種については限定していないが、飲食関係の募集が多くなっている。
求職者データベースE	労働者になろうとする者からの登録を受け、求職者データベースを作成し、企業において閲覧・スカウトすることができるサービスを提供している。 新卒者に関する求職者データベースであり、登録に関して登録料は発生しない。企業においてはデータベース閲覧権限を取得するために約〇万円の支払いをする必要がある。その後データベースを通じて企業からのスカウトがあり、その結果として労働契約の締結がされた場合には企業に対し1件あたり一律〇万円の料金の支払いを求めている。

提供するサービスごとに、サービスの概要を記載してください。

また、サービスが6つ以上あり上記欄に記載できない場合は、本報告書様式（Excel）の別シート「別紙」（p20 参照）に記載してください。

なお、提供している全てのサービスを網羅している必要はなく、提供している主なサービスについて記載してください。

職業安定法第5条の4第1項に基づく義務について具体的に
どのような取組みをしているか記載してください。
この欄は公開されません。

4 適切な事業運営に関する事項

- ⑯ 法第5条の4第1項及び第3項の規定に基づく労働者の募集に関する情報又は労
働者になろうとする者に関する情報の的確な表示のために措置に関する事項
<法第5条の4第1項（虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示の禁止）について>

募集情報については、求人企業において入稿し、当社では企業の承諾なく内
容の改変は行っていません。

募集情報について、誤っていることが分かった場合には、求人企業に確認の
上、事実であれば情報の訂正を求めています。

求人企業に対し、利用者に誤解されやすい表現について案内するとともに、記
載例を提供しています。

自社HPや広告において自社の求人サイトや求人誌、求職者データベースにつ
いて宣伝していますが、利用実績については昨年度の実績に基づいて記載をし
ており、虚偽の表示や誤解を生じさせる表示をしていません。

職業安定法施行規則第4条の3第4項第3号に基づいて、「正確かつ最新の内容に保つため」にどのような措置を講じているか、提供するサービスごとに具体的に記載して下さい。この欄は公開されません。

様式第8号の6（第4面）

<法第5条の4第3項（正確かつ最新の内容に保つために講ずる措置）について>

- 求人サイトAに関して、募集情報を掲載している企業に対して、労働者の募集が変更、終了した募集情報に関しては速やかにその旨を通知するよう予め契約書に明記しています。
- 求人サイトBに関しては、クローリングの頻度(1日1回)をサイト内に掲載し、あわせて最終更新日を掲載しています。
- 求人サイトCに関しては、募集情報を掲載している企業に対して、労働者の募集が変更、終了した募集情報に関しては速やかにその旨を通知するよう依頼するとともに、掲載している情報の時点を「何日前」の情報か分かる形で掲載し、1ヶ月以上経った場合には「1ヶ月以上前」という形で掲載しています。
- 求人誌Dに関しては、各号で掲載する情報には一般的な有効期限を明記するとともに、変更点終了募集情報を掲載の依頼をしてきた企業に対しては労働者の募集が終了したとき又は労働者の募集の内容が変更されたときは、速やかにその旨を通知するよう依頼するとともに、変更・終了情報を登録制のメルマガにおいてお知らせするようにしています。
- 求職者データベースEでは、会員求職者に対し、情報を正確かつ最新の内容に保つようHP上で依頼しています。また、最終更新日を表示し、その情報がいつ時点のものか企業の側からも分かるようにしています。
- 求職者データベースF～Hに関しても求職者データベースEと同じ取組を行っています。
- 求職者データベースIにおいては、クローリングの頻度(1週間に1回)をサイト内に掲載して明らかにしています。その上で、最後にクローリングした時点を明確にし、企業において情報が最新であるか判断することが出来るようにしています。

職業安定法第5条の5第1項に基づいて明らかにしなければならない業務の目的について、HP等において実際に求職者等に明示している目的を転記してください。
この欄は公開されません。

⑯ 法第5条の5第1項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的及び同条第2項の規定に基づき個人情報を適正に管理するために講じている措置

<法第5条の5第1項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的>

サービス利用にあたって、個人情報を以下のため利用することとしています。

求人サイトA・C

- ① 求人情報に関するメールマガジンを配信するために利用します。
- ② 会員登録時に入力いただいた情報を、希望と合致する求人企業に提供します。
- ③ 面接の日程に関する連絡のために使用します。
- ④ 自社のサービスの改善・新規開発のために匿名化、統計処理をした上で使用します。

求人サイトB

- ① 求人情報に関するメールマガジンを配信するために利用します。
- ② 面接の日程に関する連絡のために使用します。
- ③ 自社のサービスの改善・新規開発のために匿名化、統計処理をした上で使用します。

求人誌D

- ① 定期購読を希望されている方に本誌を送付するために利用します。
- ② 求人情報に関するメールマガジンを配信するために利用します。

求職者データベースE～H

- ① 求職者情報として登録された情報について、求人企業が閲覧、検索するため使用します。
- ② 面接の日程に関する連絡のために使用します。
- ③ 自社のサービスの改善・新規開発のために匿名化、統計処理をした上で使用します。

求職者データベースI

- ① クローリングした求職者情報について、求人企業が閲覧、検索するために使用します。
- ② 面接の日程に関する連絡のために使用します。
- ③ 自社のサービスの改善・新規開発のために匿名化、統計処理をした上で使用します。

職業安定法第5条の5第2項に基づいて個人情報を適正に管理するために講じている措置について、具体的に記載して下さい。

この欄は公開されません。

<法第5条の5第2項の規定に基づき個人情報を適正に管理するために講じている措置>

- 個人情報の保管、使用にあたっては、当該個人情報が正確なものであるかや古い情報ではないかを確認するため、収集時点において本人確認をするようにしています。また、収集目的ごとに定めた期間を経過した個人情報については、破棄または削除をするようにしています。
- 個人情報の漏洩、滅失、毀損等が起きることがないように、管理者を定め、管理者以外の者が個人情報へアクセスすることができないようにしています。
- 上記2点については、サービス提供時に業務の目的とともに明示し、求職者から説明を求められた場合には説明を行うようにしています。
- 業務上知り得た求職者に関する秘密について、正当な理由なく他人に知られることがないよう、社員及び退職者に秘密を守る義務があることを研修等を通じて社内教育を行っています。
- 以下の内容を含むプライバシーポリシーを作成し、自社HP内で公開しています。
① 個人情報を取り扱うことができる者の範囲を目的毎について定めた規定

- ② 個人情報を取り扱う者が受けなければならない研修時間、研修内容に関する規定
- ③ 求職者本人から個人情報の開示、訂正、削除等について求められた場合に関する規定
- ④ 個人情報の取扱いに関して、求職者本人から苦情があった場合に関する規定

職業安定法第 43 条の 7 第 2 項に基づいて苦情の処理のために整備している体制について、具体的に記載して下さい。

この欄は公開されません。

- ⑯ 法第 43 条の 7 第 2 項の規定に基づき、苦情の処理のために整備している体制に関する事項

担当者の連絡先(メールアドレス、電話番号)について、分かりやすい形でHP(求人誌の場合には誌面)に明示しています。

6つ目のサービスから、提供するサービスごとに記載してください。

⑦提供する主なサービスの名称、⑧職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの、

⑨URLを記載するようにしてください。

記載した内容は、人材サービス総合サイトにおいて公開されることになります。

特定募集情報等提供事業概況報告書(別紙)

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑧ 職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの	⑨ URL
求職者データベース F	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://databasef/xxxxx/
求職者データベース G	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://databaseg/xxxxx/
求職者データベース H	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://databaseh/xxxxx/
求職者データベース I	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第4号	https://databasei/xxxxx/
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	

6つ目のサービスから、提供するサービスごとに記載してください。
 ⑦提供する主なサービスの名称、⑯サービスの概要を記載してください。
 この欄は公開されません。

特定募集情報等提供事業概況報告書(別紙)

(7) 提供する主なサービスの名称	(16) サービスの概要
求職者データベースF	<p>求職者の登録を受けて求職者データベースを作成し、企業が閲覧できるサービスを提供している。</p> <p>社会人経験者に関する求職者データベースであり、登録に関して登録料は発生しない。企業はデータベース閲覧権限を取得するために約〇万円の支払いをする必要がある。データベースを通じて企業からのスカウトがあり、その結果として労働契約の締結がされた場合には企業に対し1件あたり一律〇万円の料金の支払いを求めている。</p>
求職者データベースG	<p>求職者の登録を受けて求職者データベースを作成し、企業が閲覧できるサービスを提供している。</p> <p>社会人経験者に関する求職者データベースであり、登録に関して登録料は発生しない。企業においてはデータベース閲覧権限を取得するために約〇万円の支払いをする必要がある。その後データベースを通じて企業からのスカウトがあり、その結果として労働契約の締結がされた場合には企業に対し1件あたり一律〇万円の料金の支払いを求めている。</p>
求職者データベースH	<p>求職者の登録を受けて求職者データベースを作成し、企業が閲覧できるサービスを提供している。</p> <p>一度定年退職した者に関する求職者データベースであり、登録に関して登録料は発生しない。企業はデータベース閲覧権限を取得するために約〇万円の支払いをする必要がある。その後データベースを通じて企業からのスカウトがあり、その結果として労働契約の締結がされた場合には企業に対し1件あたり一律〇万円の料金の支払いを求めている。</p>
求職者データベースI	<p>ITエンジニアを中心に、クローリングにより、求職者データベースを作成し、企業が閲覧できるサービスを提供している。</p> <p>企業はデータベース閲覧権限を取得するために約〇万円の支払いをする必要がある。その後データベースを通じて企業からのスカウトがあり、その結果として労働契約の締結がされた場合には企業に対し1件あたり一律〇万円の料金の支払いを求めている。</p>

職業安定法第4条第6項第1号～第4号について

職業安定法第4条第6項に掲げる行為として定める事業類型の第1号～第4号までの考え方は、以下のとおりです。

厚生労働省HPにて掲載している「令和4年 改正職業安定法Q&A」(問1－1 第4条第6項第1号～4号に該当する行為はどのような行為か。)も参照してください。

提供する情報	提供する情報の収集方法（例）	事業類型	該当サービス（例）
求人情報	<ul style="list-style-type: none">・求人企業から提供依頼・職業紹介事業者から提供依頼・他の求人メディアから提供依頼	1号事業者 (特定募集情報等 提供事業者)	<ul style="list-style-type: none">・求人サイト・求人情報誌・求人情報を投稿する SNS
	<ul style="list-style-type: none">・ウェブ上から収集（クローリング）・他の求人メディアの転載	2号事業者 (特定募集情報等 提供事業者)	<ul style="list-style-type: none">・クローリング型求人 サイト・ハローワーク情報の 転載サイト
求職者情報	<ul style="list-style-type: none">・求職者が登録・職業紹介事業者から提供依頼	3号事業者 (特定募集情報等 提供事業者)	<ul style="list-style-type: none">・人材データベース・求職者情報を登録・ 投稿するSNS
	<ul style="list-style-type: none">・ウェブ上から収集（クローリング）	4号事業者 (特定募集情報等 提供事業者)	<ul style="list-style-type: none">・クローリング型人材 データベース

届出や制度の詳細とお問い合わせ先について

❖ 届出先

政府の電子窓口 e-Gov からご提出をお願いします。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

※ 電子申請の方法は、e-Gov 電子申請サイト内の
「手続検索」→「手続分野分類から探す」→「雇用・労働」(大分類)
→「雇用」(中分類) →「特定募集情報等提供事業」(小分類) の
各届出手続きページ内に、分かりやすくご案内します。

❖ 募集情報等提供事業に係る制度の内容について

制度の内容や詳細についての Q&A を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000965559.pdf>

❖ 届け出た事業者は、厚生労働省人材サービス総合サイトに掲載されます。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb>

❖ お問い合わせ先

特定募集情報等提供事業の届出書や報告書についてご不明な点やご質問がございましたら、厚生労働省または事業者の所在地を管轄する都道府県労働局にお尋ねください。

○厚生労働省職業安定局需給調整事業課 03-5253-1111 (代表)

○都道府県労働局の問い合わせ先は以下ページにてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/index.html>